

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（以下「条例」という。）第6条の規定による届出がありましたので、条例第7条の規定により、当該届出書の内容を公告し、公衆の縦覧に供します。

なお、当該届出書の内容については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができます。

平成27年4月24日

京都市長 門川 大作

- 1 条例第6条において規定する開発事業者の氏名及び住所
株式会社NTT西日本アセット・プランニング 代表取締役社長 永見 信之
大阪府中央区今橋二丁目5番8
 - 2 開発事業に係る区域の土地の地名及び地番並びに面積
京都市東山区大和大路通四条下る四丁目小松町572番2他
2,564.19平方メートル
 - 3 開発構想における主な用途
ホテル
 - 4 縦覧場所
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局都市企画部都市計画課
 - 5 縦覧期間及び時間
平成27年4月24日から同年5月13日まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）
午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
 - 6 条例第9条第1項に規定する意見書の提出期限
平成27年4月24日から同年5月20日まで
- (注) 上記意見書を提出しようとする者は、条例施行規則第8条に規定する事項を記載した文書を、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)